

(単位：円)

建築物	建築物の床面積の合計	確認申請等 手数料	完了検査 手数料	中間検査が必要な場合	
				中間検査手数料	完了検査手数料
	30 ㎡以下	11,000+A※	19,000	13,000	17,000
	30 ㎡超 100 ㎡以下	21,000+A※	27,000	18,000	25,000
	100 ㎡超 200 ㎡以下	34,000+A※	34,000	26,000	32,000
	200 ㎡超 500 ㎡以下	50,000+A※	51,000	39,000	50,000
	500 ㎡超 1,000 ㎡以下	79,000+A※	69,000	55,000	68,000
	1,000 ㎡超 2,000 ㎡以下	117,000+A※	94,000	77,000	91,000
	2,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	220,000+A※	200,000	150,000	196,000
	10,000 ㎡超 50,000 ㎡以下	361,000+A※	311,000	247,000	306,000
	50,000 ㎡超	617,000+A※	573,000	450,000	568,000
建築設備(昇降機)		21,000	32,000		
建築設備の計画変更		11,000			
工作物		18,000	25,000		
工作物の計画変更		9,000			

※Aは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定（住宅の省エネ性能の評価を仕様基準で行うこと及びその変更）を適用し、省エネ基準適合の確認を確認申請の中で行う場合に、下表の「一の住宅の床面積の合計」に対応する「確認申請等手数料への加算額」を棟別に算出して合計した額を加算するものです。なお、住宅の省エネ基準適合を省エネ適判で判定するか、同規定に基づき確認申請の中で確認するかは、申請者が任意に選択できます。

(単位：円)

区分	一の住宅の床面積の合計	確認申請等手数料への加算額	
		当初申請時	計画変更申請時 ^(注)
1の住戸 (一戸建て等)	200 ㎡未満	11,000	5,000
	200 ㎡以上	12,000	6,000
2以上の住戸 (共同住宅等)	300 ㎡未満	19,000	10,000
	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	31,000	15,000
	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	48,000	24,000
	5,000 ㎡以上	63,000	31,000

(注)「計画変更申請時」の加算額は、確認申請の計画変更に伴い、住宅の用途が変更される場合（例：一戸建て→長屋）に加算するものです。

<工事種別ごとの手数料算定における「建築物の床面積の合計」の取扱い>

新築、増築、改築	新築、増築及び改築に係る部分の床面積
大規模な修繕、模様替え	修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1
移転	移転に係る部分の床面積の2分の1
用途変更	用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
計画変更	計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) ※計画変更に係る部分の床面積の算定は「計画変更床面積算定準則」による。